

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（交通規制課）

### 一 趣旨

信号機の基準について歩行者用青信号に従って通行する対象に遠隔操作型小型車を追加することに伴う基準の改定をするための改正

### 二 内容

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

### 三 施行期日

令和五年四月一日